

選択約款

(ガス暖房契約)

令和2年3月31日

北日本ガス株式会社

目 次

1. 目 的.....	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義.....	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結.....	1
6. 使用量の算定.....	2
7. 料 金.....	2
8. 単位料金の調整	3
9. 精算	4
10. 設置確認.....	4
11. その他	4
付 則.....	4
別表 1 適用区分.....	5
別表 2 早収料金の算定方法.....	5
別表 3 料金表	6

1. 目的

この選択約款は、ガス暖房機器等の普及を通じ、当社の供給設備の効率的利用を図り、以て合理的かつ経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

この選択約款の料金に関する変更は、あらかじめお客様に通知の上、営業所等に変更の約款を掲示します。その他の変更については、ホームページに変更の1週間前から一定期間掲載の上、営業所等に掲示します。

3. 用語の定義

- (1) 「暖房機器」 … エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器をいいます。ただし、温水もしくは冷媒を利用して暖房を行うシステムは除きます。
- (2) 「冬期」 … 1月使用分（1月検針日の翌日から12月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの5か月間をいいます。
- (3) 「その他期」 … 5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月使用分（10月検針日から11月検針日まで）までの7か月間をいいます。
- (4) 「消費税等相当額」 … 消費税法の規定により課される消費税及び地方税の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (5) 「消費税率」 … 消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準にたいする割合をいいます。なお、この選択約款においては10%といたします。
- (6) 「単位料金」とは、8. に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

暖房機器を使用する需要家で、1需要場所におけるメーター号数（ガス小売供給約款12(4)④なお書きの規定によりガスマーターを2個以上設置しているお客さまについてはそのメーター号数の合計とします。）が16号以下、または店舗併用住宅で設置メーター号数が50号以下であって、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

5. 契約の締結

- (1) この選択約款に関する契約は、お客様がこの選択約款を承諾のうえ、当社に使用を申し込みいただき、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。契約を変更する場合も、同様といたします。
- (2) 申し込みの際、お客さまは当社が定める申し込み方法により、当社に申し込みいただきます。
- (3) 契約期間は次のとおりといたします。
 - ① 新たにこの選択約款に基づき契約が成立した場合は、原則として契約成立日を契約開

始日といたします。なお、契約成立日と定例検針日が同日の場合は、契約開始日はその翌日といたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日（以下「使用開始日」といいます。）に先立つ場合は、契約開始日は使用開始日と同日といたします。

- ② 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。
- ③ 契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4) 当社は、本契約の契約期間満了前に解約またはガス小売供給約款に定める料金への変更をした使用者が、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日、または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約または契約種別の変更の場合はこの限りではありません ((5)において同じ)。
- (5) 当社は、本契約の契約期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 当社は、お客さまがこの選択約款、または当社との他の契約（すでに消滅しているものも含みます。）の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていなければ、この選択約款の申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) お客さまは、この選択約款にもとづく契約を締結された場合、同一需要場所において他の選択約款、または、ガス小売供給約款にもとづくガスの使用契約は締結できません。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスマーティーの読みにより算定いたします。

ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスマーティーの読みにより算定いたします。

7. 料 金

- (1) お客様は、お支払いの時期により、(2) に定める早収料金または遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。
- (2) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して30日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

(3) 当社は、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から4月使用分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までの期間については、別表3に定める料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定し、5月使用分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月使用分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までの期間については、一般ガス供給約款に定める料金表を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表3の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(3)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備 考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切捨て。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トンあたり）

66, 600円

② 平均原料価格（トンあたり）

別表2(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位とします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位とします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が106, 560円以上となった場合は、106, 560円といたします。

(算 式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9658 \\ &\quad + \text{トン当たり LPG 平均価格} \times 0.0336 \end{aligned}$$

(備 考)

トン当たり LNG 平均価格及びトン当たり LPG 平均価格は、当社の営業所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 精算

すでにこの選択約款を適用のお客様で、4. に定める適用条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は適用条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般ガス供給約款に定める料金とすでにお支払いただいた料金との差額を申し受けます。

10. 設置確認

- (1) 当社は、4. に定める適用条件が満たされているかどうかを、定期保安検査時に確認させていただくと共に、必要に応じて隨時確認させていただく場合があります。この場合には正当な理由がない限り、住宅への立入りを承諾していただきます。万一、立入りを承諾していただけない場合、当社は、この選択約款の申し込みを承諾できない、又は、速やかにこの選択約款に基づく契約を解約し、解消日以降一般ガス供給約款を適用いたします。
- (2) お客さまが、暖房機器を取り外すなど、4. に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、その時点で、この選択約款に基づく契約を解約したものといたします。

11. その他

他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付 則

1. 実施期日

この選択約款は、令和 2 年 3 月 31 日から実施いたします。

別表1 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから30立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が30立方メートルを超える場合に適用いたします。

料金表C 使用量が100立方メートルを超える場合に適用いたします。

別表2 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または8. の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金

を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早取料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(4) 早取料金及び遅取料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

- イ 早取料金に含まれる消費税等相当額＝早取料金×消費税率÷(1+消費税率)
ロ 遅取料金に含まれる消費税等相当額＝遅取料金×消費税率÷(1+消費税率)

別表3 料金表

(1) 料金表A

① 基本料金

1カ月およびガスマーター1個につき	779.90円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	----------------------------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	190.64円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、8. の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(2) 料金表B

① 基本料金

1カ月およびガスマーター1個につき	2,189.00円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

② 基準単位料金

1立方メートルにつき	143.67円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、8. の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料

金といたします。

(3) 料金表 C

① 基本料金

1 カ月およびガスマーター1個につき	2, 530. 00円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	--------------------------------

② 基準単位料金

1 立方メートルにつき	140. 26円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	-----------------------------

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、8. の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。